

# し尿処理施設及びライフポート柳津電気需給仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 し尿処理施設及びライフポート柳津で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市境川5丁目147番地 し尿処理施設  
岐阜市柳津町本郷3丁目113番地 ライフポート柳津
- (3) 供給建物 し尿処理施設、ライフポート柳津
- (4) 業種及び用途 し尿処理施設、集会所

## 2 仕様

- (1) 供給電気方式等  
し尿処理施設、ライフポート柳津
  - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
  - イ 標準電圧 6,600V
  - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
  - ア 別紙のとおり
- (3) 供給期間  
令和2年3月の検針日から令和3年3月の検針日の前日まで
- (4) 電力計及び検針方法
  - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
  - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
  - ウ し尿処理施設、ライフポート柳津とも同一検針日とする。
- (5) 需給地点  
各施設の構内引込第1柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点  
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点  
需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (10) 自家発電設備、太陽光発電設備なし

## 3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
  - ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
  - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
  - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
  - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
  - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
  - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
  - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で

四捨五入する。

ク 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ケ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

コ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。

(3) 電気料金の請求及び支払い

ア 毎月の請求書送付先は岐阜羽島衛生施設組合 総務課とする。

イ 請求の際には、請求書のほかに、施設毎に内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること

(4) 仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに従うものとし、売払人と買受人の協議により定めるものとする。

(5) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

### 予定使用電力量等

供給場所	し尿処理施設			ライフポート柳津	
住所	岐阜市境川5丁目147番地			岐阜市柳津町本郷3丁目113番地	
契約電力	310kW			66kW	
供給年月	使用電力量(kWh)			使用電力量(kWh)	
	夜間	昼間	重負荷	その他季	夏季
令和2年 3月	55,308	59,265		3,227	
令和2年 4月	59,042	59,953		2,973	
令和2年 5月	66,308	54,779		1,868	
令和2年 6月	55,384	60,295		2,203	
令和2年 7月	55,207	28,038	34,200		2,468
令和2年 8月	56,391	28,733	34,086		3,298
令和2年 9月	59,997	25,712	31,040		2,628
令和2年 10月	59,894	35,203	21,276	2,881	
令和2年 11月	60,144	65,114		1,832	
令和2年 12月	62,246	62,145		2,265	
令和3年 1月	66,997	56,697		2,998	
令和3年 2月	57,739	66,145		3,961	
計(kWh)	1,437,338			32,602	
合計(kWh)	1,469,940				

※ し尿処理施設、ライフポート柳津の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

※ 予定平均力率は100%とする。

※ 時間帯区分：重負荷時間とは夏季の10時から17時までの時間をいう。昼間時間とは8時から22時までの時間をいう。ただし重負荷時間を除く。夜間時間とは重負荷時間および昼間時間以外の時間をいう。休日（日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日）は、終日夜間時間の料金を適用する。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。

※ いずれも予定数値であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。